

# 景子の神奈川行脚

## 10月

- 1日 医療ケアの必要なこどもの会県とのヒアリング、深沢高校見学、たばこ労組話し合い
- 2日 常任委員会
- 3日 常任委員会、勝又選対会議
- 4日 スポーツフェスティバル式典、市長との対話集会、I女性会議
- 5日 国民連合医療学習会
- 6日 市民相談、スタッフ会議
- 8日 常任委員会
- 9日 茅ヶ崎駅朝立ち
- 10日 議会運営委員会、政務調査費ヒアリング
- 13日 障がい者運動会
- 14日 本会議、勝又決起集会
- 15日 あべとも決起集会
- 16日 茅ヶ崎駅朝立ち、雄三通り社会実験検証
- 19日 高次脳機能障害シンポジウム
- 20日 市民相談
- 21日 表彰式、総合計画審議会
- 22日 茅ヶ崎駅朝立ち、お月見コンサート
- 23日 ニュース発送作業
- 24日 防災について学ぶ会県との懇談
- 25日 福祉まつり、敬老会、市民集会、手工芸展見学、相談
- 27日 事務所引っ越し
- 29日 茅ヶ崎駅朝立ち、ニュース配布
- 30日 フェミ議連国際シンポ実行委員会
- 31日 お産サポートとの打ち合わせ、表彰式



お産カーニバルにて



防災の会 県とのヒアリング



医療ケアの会と県とのヒアリング



雄三通り 社会実験



久里浜少年院見学



斎藤助産院訪問

## 11月

- 1日 あべともこ街宣広聴、医療ケアが必要なこどもの会懇親会
- 3日 ふれあいまつり、文化賞贈呈式
- 4日 市民相談日、市教育委員会表彰式
- 5日 山本助産院、池川クリニック訪問
- 6日 寒川選挙支援
- 7日 市教委ヒアリング、老人クラブ大会、決算委員会傍聴、あべともこ決起集会
- 8日 高校文化祭開会式
- 9日 私学のついで
- 10日 茅ヶ崎駅朝立ち、湘南国道要望書提出、国民連合世話人会
- 11日 市民相談、スタッフ会議
- 12日 茅ヶ崎駅朝立ち、市民相談
- 13日 保健所表彰式
- 14日 平和リレー、スベアちがさき県との懇談、知事への要望書提出、スタッフ会議
- 15日 鶴が台団地40周年記念大会、福祉聞き取り、九条の会イベント
- 16日 福祉ふれあいのついで
- 17日 茅ヶ崎駅朝立ち、議会基本条例委員会、寒川選挙支援
- 18日 久里浜少年院見学バスツアー
- 19日 青少年推進協議会
- 20日 常任委員会
- 21日 養護学校きらめき祭、議員研修会
- 22・23日 全国シェルターシンポジウム・イン岡山
- 25日 不登校フォーラム
- 27日 寒川選挙支援、裁判員制度学習会打ち合わせ
- 28日 市民相談
- 29日 学童保育運動会、社民党総会、スクールソーシャルワーク学習会
- 30日 お産カーニバル、カホネ大学

## 12月

- 1日 ファイバーサイクル、本会議、議案説明、医療懇談会打ち合わせ
- 2日 市民相談、湘南教祖養護の先生ヒアリング
- 3日 タウンニュース打ち合わせ
- 4日 本会議
- 5日 議会運営委員会、本会議
- 6日 次世代育成計画シンポジウム
- 7日 鶴が台寄席、森田実講演会
- 8日 お産学習会、国民連合世話人会
- 9日 議会運営委員会、本会議、仙石由人パーティ
- 10日 茅ヶ崎駅朝立ち、寒川選挙支援、15区湘南の会
- 11日 常任委員会
- 12日 スタッフ会議、女性議員の会
- 13日 あべともこ講演会、少年野球閉会式
- 14日 医療危機を考える懇談会
- 15日 常任委員会
- 16日 新春のついで打ち合わせ
- 17日 議会運営委員会
- 18日 茅ヶ崎駅朝立ち、本会議
- 20日 山田耕筰演奏会
- 22日 総合計画審議会、タウンニュース打ち合わせ
- 24日 寒川選挙支援
- 25日 ニュース発送作業、国民連合議員交流会打ち合わせ
- 29日 市民相談

## くさか景子の新春の集い

日 時 2009年2月11日(水)  
 会 場 茅ヶ崎市勤労市民会館 A 研修室 6F  
 茅ヶ崎市新栄町 13-32-9  
 TEL 0467-88-1331  
 参加費 2,000円(軽食・飲み物)  
 定員 120名(事前申込み制)  
 申込先 くさか景子事務所  
 TEL&FAX 0467-58-0290  
 E-mail future@grace.ocn.ne.jp



スペシャル 沖縄三線コンサート  
 矢島敏さんと茅ヶ崎三線クラブ

## 定例議会の開催日程

2月16日 本会議	3月11日 予算委員会
2月19日 本会議	3月13日 予算委員会
2月20日 本会議	3月16日 予算委員会
2月24日 本会議	3月17日 常任委員会
2月25日 本会議	3月19日 本会議
2月27日 常任委員会	3月24日 本会議
3月 2日 常任委員会	
3月 4日 常任委員会	
3月 5日 特別委員会	

神奈川県議会議員

# くさか景子と未来をつくる会

県政報告 Vol.8 2009年1月



発行責任者 神奈川県議会議員 くさか景子

連絡先 くさか景子事務所

〒253-0043 茅ヶ崎市元町 3-17 村田ビル 202

Tel&Fax 0467 (58) 0290 e-mail future@grace.ocn.ne.jp

http://www3.ocn.ne.jp/~children/

くさか景子のハチドリのひとつく

## 12月県議会報告

12月1日～12月18日

# 県議会基本条例可決 都道府県で4番目！

くさか景子は、議会基本条例の制定には賛成しましたが、非交渉会派（8人以下の会派）を入れなかった特別委員会のあり方に反対し、討論をしました。

### ―討論抜粋―

神奈川県議会のこれまでの閉鎖的で権威主義的な議会運営に対する県民の批判は強く、県民に開かれた県議会の実現が求められています。

議会基本条例等調査特別委員会が設置され、約1年間議論してきましたが、本来なら非交渉会派も含めた議員全員が参加する形で議論できなかったのは残念です。

栗山町議会も三重県議会も、議会改革を討議し実践する中で、その議会改革を後戻りさせないために議会基本条例を制定し、制定後もその約束どおり、生ける条例とし議会改革をさらに実践しています。

例えば三重県議会では、条例制定後、定例会を年4回から2回にし、日数を2倍にして議会の充実を図っています。また、議長任期を1年から2年に、議長定例会の実施、参考人招致、公聴会開催は日常的になるなど、議会の機能

強化に努めています。それは本当に尊敬に値します。さらに栗山町議会では2008年マフエスト大賞も受け、外部の評価も高いといえます。

わが神奈川県議会も議会基本条例制定後、どれだけこの条例を生かせるか、どれだけ議会改革をすすめることができるかが重要です。

特に、議員の積極的な政策立案、条例提案をすすめること、あるいは、委員会等に参考人を招致し、公聴会を開き、広く県民の意見を聴取することに努める、議員は、一問一答方式で質疑の充実に努めるなど、私たち議員一人ひとりの自助努力や議会の権能を高めることに努力しなければなりません。

これらを実践することは大変で、常に意識して議会運営を行っていく必要があります。真の民主主義の実現に向けて邁進していきましよう。



知事への要望書提出

## くさか景子のほっとコラム

11月14日

2009年度県の施策・制度・

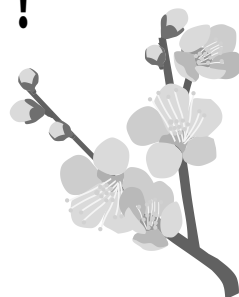
予算要望書を松沢知事に提出



「逼迫しているほど県民生活も大きな不安を抱えており、県民の要望に積極的な取り組み」を求めて、知事に直接要請しました。当日は武田県議（統一会派、社民・未来の会）とともに、茅ヶ崎市や養護学校のPTAなど、各種団体を含めた地域の声を届けました。

12月定例会の冒頭、松沢知事は、「来年度の財源不足は2千億円に達する見込み」と発表し、各施策をゼロベースにして、縮減策を講ずる構えとしています。予算要望の時の知事も、弱い立場の人たちの厳しい状況はわかっているとは言われていましたが、私は、福祉、子育て、教育への予算を強く要望しました。

\*統一会派 社民・未来の会の武田郁三郎県議が、昨年12月25日、心不全のため、逝去されました。35年永年勤続表彰も受けられたベテラン県議で、私を指導してくださいました。謹んで武田氏のご冥福をお祈りいたします。



# 医療危機を考える懇談会 神奈川で開催 12月14日

昨年の金融危機以来、世界経済は深刻な状況下にあり、国民生活は急速に悪化の道をたどっていますが、医療をめぐっても、「改革」が医療崩壊を加速させています。救急受け入れ拒否で死亡事故が相次ぎ、公立病院が廃止、民営化され、民間の病院、医業も経営悪化が進み、医療危機は、今私たちの生命・健康を脅かしています。

医療の現場はどうなっているのか？なぜこうなるのか？医療危機を考える懇談会では、昨年以來、医師や医療従事者、地方議員（くさか景子を含む）、労組役員などが、医療危機打開のために知恵を出し合ってきました。

今回は、講談会のメンバーから問題提起を受けて、これを受けて参加者が発言する形式で、横浜県民センターホールに約70名が参加。会場からは、「患者負担の増大、医療問題にとどまらず、国の社会保障制度全体の崩壊と見るべき」、「後期高齢者医療制度もそうだが、根源は大企業が負担を減らすために進めている政治の結果だ」、「アメリカからの周到な押しつけである」など、貴重な意見が相次ぎました。懇談会でのくさか景子の発言を抜粋して報告します。

## 県立病院の独立行政法人化問題

「地域医療が危ない」といわれている中、神奈川県では、平成22年から、県立6

病院を独立行政法人に移行しようとしています。6病院とは、①がん診療連携拠点病院のがんセンター、②小児高度専門・周産期医療のこども医療センター、③④精神24時間救急の精神医療センターである芹香（きんこう）病院とせりがや病院⑤結核、アスペクト対策の循環器呼吸器病センター、⑥災害時医療や総合病院の足柄上病院。平成17年に知事部局から病院事業庁として独立したばかりで、今度は法人化です。その理由としては、人員配置や施設整備は十分ではなく、より一層の経営改善が求められるからだ、としています。

運営目標の達成状況次第で不採算部門が閉鎖されることもあり、適切な医療を受けられなくなるのではないかと、問題点も指摘され、各方面から慎重な移行の声があがっています。また、5病院は横浜に集中していますが、足柄上病院は、総合病院として足柄地域の重要な拠点病院でもあります。

総務省は、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを求め、「公立病院改革ガイドライン」を公表して、各自自治体に通知。すでに、公立病院の3分の2は赤字経営ですが、公立病院の経営悪化は、医師不足、診療



医療危機を考える懇談会で発言

各自自治体に通知。すでに、公立病院の3分の2は赤字経営ですが、公立病院の経営悪化は、医師不足、診療

報酬の引き下げ、療養病床の削減、自治体財源の悪化などが上げられます。しかし、公立病院の役割は、良質な医療ができるだけ安く提供し、安心できる場所であるべきです。

県立病院の現状の課題が、県立直営でできないのか、独立行政法人化したら解決するのか、急ぐ必要があるのか、疑問です。安易な廃止・統合・民間移譲・経営形態変更をするのではなく、公立病院が、地域のセーフティネットとして果たす役割を見直し、地域の医療サービスの確保と医師、看護師人材確保が重要です。

## くさか景子主催 1月17日 裁判員制度学習会開催 このままでいいの！裁判員制度

1月17日、弁護士石田省三郎氏をお招きし、5月から始まる裁判員制度の運用の問題点や改善策、今後の方向性について学習会を開催しました。

裁判員制度とは、刑事裁判に、無作為に選ばれた市民が参加する制度。裁判員は、刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、裁判官と対等に議論して、被告人が有罪か無罪かを判断。有罪の場合は、法律で定められた範囲内で、どのような刑罰を宣告するかを決める。

対象となる犯罪は、殺人罪、強盗致死罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪などの重大な犯罪の疑いで起訴された事件。原則として裁判員6名と裁判官3人が一つの事件を担

当する。被告人にとっては、公平な裁判所の裁判を受ける権利が憲法で保障されているのに、裁判員の選抜は強制で、評決も多数決で決定される。一方、裁判員にとつても、良心の自由がどう保障されるのか疑問もある。なお、裁判員になるための選任手続きの質問票に虚偽の記載や陳述をすると罰金。評議の内容を漏らすと懲役など、守秘義務が厳重。

司法制度への市民参加は、冤罪を防ぎ、多様な経験や知識をもった市民の判断が大切とされているが、一方で市民にも責任が転嫁され、国家権力への取り込みとなるのではという懸念もある。裁判員も危害を加えられたり、マスコミから追いかけられたりする可能性もある。裁判中では仕事も休まなければならない。そのための不利益も生じるなどの問題もある。施行から3年経過後に、施行状況について検討を加えるところだが、検討の場には、裁判員経験者は守秘義務があるので参加できない。

様々な問題を含んで5月からスタートする裁判員制度。当日の参加者に裁判員として参加したいかどうかを質問した所、「半分が参加したくない」、「3分の1が参加してみたい」という結果だった。



裁判員制度学習会の様子



神奈川県議会は本会議と委員会(8つの常任委員会と4つの特別委員会)で構成されており、くさか景子は文教常任委員会に所属しています。

文教常任委員会 12月15日

くさか景子質問 抜粋

部活ドリームプラン21の取り組み

公式試合に医療関係者の配置を

県では、中学、高校での部活動の意義を大きく位置づけ、2007年から2010年までの部活動推進計画を立てています。教師は、多忙を極めていますが、部活の顧問を引き受けなくてはならず、初めてそのスポーツに関わる場合もあります。その際には、スポーツ障害や救急法、器具の使用法などの適切な研修を十分に受ける必要がありますが、外部指導者が極端な筋トレを行ったり、水分補給をさせなかったりなど、問題も出ています。また、夏の運動部の公式試合では医療関係者の付き添いもなく、事故や怪我をした場合、顧問の教師の責任が問われてしまいます。

生徒たちを怪我や熱中症から守るためにも、予算をつけて、医療関係者の配置を要望しました。

指定管理者制度の導入

教育機関へは慎重な導入を

先回の議会に続き、今回の議案では、西湘地区体育センターと武道館が対象で、主に貸し館の分野の指定管理です。

が、今後の教育施設への方針を質問しました。

県教委は、指定管理にふさわしい施設と、直営のままの施設とを、区別していきたいとしています。

生涯学習施設や図書館、美術館など、指定管理になじまない施設、指定管理してはいけない施設などがあり、慎重な進め方を要望しました。

高校の特別支援教育の推進

小中学校の各クラスの6%は発達障害の子どもがおり、なんらかの手助けや支援が必要です。個別の支援計画や手助けのための教育相談コーディネーターの配置は、全学校でできました。

でも実際は、まだ保護者との十分な情報交換、保育園幼稚園から小中学校への連携、個別シートの完成などは十分とはいえません。では、はたして高校ではどのような状況なのか、質問しました。

高校ではまだ、コーディネーターの配置は全校行き届いておらず、遅れています。

発達障害の子どもたち、なんらか支援の必要な子どもたちには、小中学校の間だけでなく、産まれてからずっと大人になって自立できるまで、全生涯続

けて社会が支援できるような体制づくりが必要だと思えます。

視察報告

ストップDV!

(ドメスティックバイオレンス)

全国シェルターシンポジウム 2008

INおかもやま 11月22・23日

日本では、3日に1人の割合で、妻が夫の手によつて殺されています。また、このままでは殺されると考え、夫を殺してしまうDV被害当事者もいます。

アメリカでは、DV被害者を保護するシェルターの歴史は30年。西マサチューセッツ州では、DVの被害者のための公開型のシェルターをオープン。被害者の一時的な保護や救援にとどまらず、金銭的な援助も含めて、警察や近所の人たちなど社会全体で被害者たちを守り、自立を応援しています。

一方、日本の場合、シェルターは世の中から隠れ、隔離され、個人的な事柄として片付けられ、その運営も経済的に厳しいという遅れた状況です。

日本でもDV法が平成19年に改正され、接近禁止などですんではきました。が、まだDVが個人的な問題であり、社会全体で支えるというシステムができていません。また、デートDVといつて、未婚の若いカップルにも過干渉



など暴力が存在することは、あまり知られていません。

シンポジウムでは、その他、米軍基地周辺の犯罪や、災害時の避難所での暴力など、包括的な性暴力禁止法の制定に向けて全国ネットワークを広げるアピールを採択。女性たちの、暴力を許さないという熱い思いが集結したシンポジウムが展開されました。

「災害と女性の人權」分科会では、防災施策や災害後の避難所運営、復興施策に、女性の参画の必要性を強く感じました。

阪神淡路大震災後に、性暴力が頻発していたにもかかわらず、社会問題にはなりません。日常から女性の人權が守られているかどうかが重要ですが、災害後には女性への暴力が増えることを予測して対策をとること、非常に性別に配慮した避難所の設計や運営を行えるようにしておくことが求められます。



シェルターシンポジウムにて

